

監査委員事務局の経営方針の総括

1. 事務局の方針・重点課題の総括

●事務局の方針

- ・ 監査委員を補佐し、厳正な監査を実施することにより、公正で合理的、能率的な市の行政運営を確保する。
- ・ 地方税法に基づく固定資産評価審査の申出について、公正、且つ迅速に審査を行うことで、納税者の権利の保障と税を賦課する上での公平性を担保する。
- ・ 勤務条件に関する措置要求、処分に関する不服申し立てについて、公平、且つ迅速に審査を行うことで、地方公務員法に基づく職員の福祉を保障し利益を保護する。

●事務局の経営資源

【監査委員事務局】

- ・ 職員数（平成 24 年 3 月 31 日現在）
事務局長 1 人 監査委員事務局 3 人
監査委員事務局職員計 4 人
（うち非常勤嘱託職員・非常勤任用職員・再任用職員・任期付職員（常勤・短時間） 0 人）
職員比率（正規職員）1.0 %（監査委員事務局 4 人/市職員 420 人）
- ・ 決算額（平成 23 年度）
一般会計 42,136 千円

●事務局の重点課題

- ・ 効率的で公平・公正な行財政運営の推進
市政の運営に係る事業の管理及び市の財務に関する事務の執行が、効率的に、また関係法令に則り適正になされているか、計画的に、且つ、市民の視点で監査を実施するとともに、市政に対する認識を共有するため、積極的に監査結果を公表する。
固定資産の評価に関する不服申し出に関し、速やかに固定資産評価審査委員会を開催し、公正な審議を経て所定の期限内に結論を出す。
- ・ 公平・公正な人事管理の推進
措置要求や不服申し立てについて、速やかに公平委員会を開催し、公平な審議を経て迅速に結論を出し、法に基づく公平な処遇を実現する。

【総括】

監査委員の職務権限に基づき、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の執行について監査等を実施した。また、その結果に関する報告書を議会及び市長等に提出し、公表を行った。そのことにより、民主的かつ効率的な行政の執行確保に資した。

公平委員会については、職員の福祉及び利益の保護に関する審議議案が発生しなかった。

固定資産評価審査委員会については、固定資産税納税者の申出に基づき、迅速かつ効率的に委員会を開催し、審査を行った。

2. 部の目標の達成状況

(1)市民のための行政サービスの充実

- ・定期的な監査に加え、財政援助団体の監査など、市政の状況に応じた監査計画を策定して計画的に監査を実施する。また、監査結果は随時ホームページ等で公表する。
- ・固定資産の評価に関する不服申し出に関し、速やかに固定資産評価審査委員会を開催し、公正な審議を経て、申し出者に対し所定の期限内に決定書を通知する。

【達成状況】

- ・計画的に監査を実施し、定期監査の報告書については、平成 20 年度実施分の定期監査の結果からホームページに掲載している。また、定期監査の結果に基づく措置状況についての報告は、平成 23 年度（平成 22 年度実施分）からホームページに掲載した。財政援助団体等の監査についても、前年度に引き続き実施し、その結果を市長、議長に報告するとともに、ホームページに掲載した。
- ・固定資産評価審査委員会については、固定資産税納税者からの申出（1 件）に基づき、迅速かつ効率的に委員会を開催し、適時にかつ公正に審査を行った。

(2)組織、人事の改革

- ・措置要求、不服申し立てが出された場合は、速やかに公平委員会を開催し、公平な審議を経て迅速に結論を出し、法に基づく公平な処遇を実現する。また、委員の能力向上のため、必要な研修に参加する。

【達成状況】

- ・公平委員会については、職員団体登録事項の変更等に関する審議を行った。しかしながら、職員からの措置要求や不服申し立て等はなかった。委員の研修については、福岡県公平委員会連合会主催の研究会及び研修会に参加した。